

大阪市が条例で有効化 訪販お断りステッカー



弁護士
全国直販流通協会
顧問
千原曜氏

大

阪市が2018年10月、消費者保護条例に基づく「不当な取引行為」の指定を一部改正したことが業界では大きく報道されています。この改正により、消費者が「訪問販売お断りステッカー」を玄関に貼ると、訪問販売ができなくなるとされています。このところ、よくこの点について、質問を受けますので、「弁護士の視点」から解説したいと思います。

問題の条例を読んでみると、文言は抽象的です。「契約を締結する意思がない旨を表示している消費者に対し、電話をかけ、訪問し、又は迷惑を覚えさせるような方法により、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為」を不当行為としたもので、条例の中で、訪販禁止ステッカーに直接、言及しているわけではありません。

ただ、大阪市の解説では、「住居等へのはり紙若しくははり札をする方法」とあり、これがステッカーを指すのは間違いないでしょう。もともと大阪「府」の条例でも同種の規制があり、「府」の解説でも「契約を締結する意思がない旨の表示」の例として、訪問販売禁止ステッカーが挙げられていました。

ただ、「府」の条例は、「早朝や深夜の訪問」に限定したものでした。ご存じのとおり、早朝や深夜の訪問販売は、特定商取引法の「迷惑勧誘」として禁止されており、「府」の当該条例自体、あまり意味が無いものでしたが、今回、「市」の方は、「早朝・深夜」の限定を取り払いました。訪問販売禁止ステッカーを表示すれば、日中の訪問販売も「不当な取引行為」に該当する旨を公示したのです。

ということで、大阪市条例により、今後、訪販禁止ステッカーを貼った「大阪市内」の家に訪問販売をすれば、「不当な取引行為」になるという結論になります。

なお、こちらの条例違反として、刑事罰は予定されていないので、警察に逮捕をされることはありません。また、行政罰も予定されていないので、特商法違反のように行政処分を受けることもありません。市条例違反の時は、大阪市から指導、勧告を受け、これに従わない時には「社名公表」を受ける、という形となり、罰則は事実上無いようなものです。

だからと言って、従わなくても良いかというと、そういうものではありません。そもそも、こういう条例が制定された後の大阪市において、訪販禁止ステッカーを無視して販売をかけるような業者ならば、「叩けばホコリが出る」と行政が判断しても不思議ではありません。勧誘方法や法定書面などを詳細にチェックすれば、特定商取引法違反を探し出すことは難しいことでは無いでしょう。

大阪市の消費生活センターとしても、あえて条例を無視する業者については、集中的に、調査・取り締まりを行うと思います。「罰則がないから無視しても良い」ということにはなりません。

この条例への「対策」としては、大阪市内の訪販禁止ステッカーのある家には、いわゆる飛び込み系の訪問販売は行わないことしかなく、それに尽きます。一部ネットワークビジネスで、そのような個別訪問があり得るのであれば、注意が必要です。一

方、①電話でのアポなどを取った上の訪問 ②消費者からの要請に基づく訪問——であれば、条例違反にはなりません。

その場合、後々トラブルにならないよう、エビデンスを取って保管しておくことが望されます。

消費者から「確認書」を取るなどの方法も有効だと思います。消費者がキャンセルを望んだ場合、「訪販禁止ステッカーがある家で訪問販売をした」という客観的事実は存在しますので、後で、しっかり対抗できるようにしておくことをだと思います。

今後、このような条例が全国的に波及する可能性は十分にあるでしょう。

今回、大阪市は、18年6月18日～7月17日までの1ヶ月間に「意見公募」を行った結果として、このような条例制定に到りましたが、多くの業界関係者(特に大阪市内で営業を行う訪問販売業者さん)も、発表を聞いて、寝耳に水だったのではないかとうか。

そこで、業者や業界団体については、営業区域における条例制定には、もっと注意深くなるべきだと思います。仮に今回の大阪市のような条例が制定されようとすれば、意見公募や政治家への働きかけなどを通して、しっかりと意見を述べていくことが重要になると思います。

今後、他の行政区で条例が制定される場合、おそらくは大阪市と同じく罰則を伴わない、指導や社名公表までのものだと予想されます。とは言え、上記のとおり、一旦制定されてしまうと、健全な業者の営業活動を大きく制約することは間違いないのです。